26　幹部職員の降任に関する特例

任命権者は、幹部職員（幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占める幹部職員を除く。）について次の場合のいずれにも該当するときは、人事院規則の定めるところにより、第七八条各号の場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して直近下位の職制上の段階に属する幹部職へ降任することができることとした。

イ　当該幹部職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、他の官職（当該官職に対する任命権が当該幹部職員の任命権者に属するものをいう。ハにおいて同じ。）を占める他の幹部職員に比して勤務実績が劣っているものとして人事院規則で定める要件に該当する場合

ロ　当該幹部職員が現に任命されている官職に他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、当該幹部職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当する場合

ハ　当該幹部職員について、他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として人事院規則で定める要件に該当すること等により、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部職員の任用を適切に行うため当該幹部職員を降任させる必要がある場合として人事院規則で定めるその他の場合（第七八条の二関係）

27　人事院規則の制定改廃に関する職員団体からの要請

登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができることとした。（第一〇八条の五の二関係）

二　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1　指定職俸給表の号俸

㈠　指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の分類の基準となるべき標準的な職務の内容を、人事院が定めることとした。

㈡　指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び㈠の分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定することとした。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重することとした。

㈢　会計検査院及び人事院の指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び㈠の分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院が定めるところにより、決定することとした。（第六条及び第六条の二関係）

2　級別定数

㈠　内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び人事院が定める職員の職務の級の分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）を設定し、又は改定することができることとした。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重することとした。

㈡　人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び人事院が定める職員の職務の級の分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を設定し、又は改定することができることとした。（第八条関係）

三　国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正

国と民間企業との間の人事交流に関する法律について、人事交流の対象となる法人の拡大、手続の簡素化及び透明性の向上のため、所要の規定の整備を行うこととした。

四　内閣法の一部改正

1　内閣官房のつかさどる事務

内閣官房のつかさどる事務に、次の事務を追加することとした。

㈠　国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務

㈡　中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務に関する事務

㈢　国家公務員の退職手当制度に関する事務

㈣　特別職の国家公務員の給与制度に関する事務

㈤　国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

㈥　㈠から㈤のほか、国家公務員の人事行政に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）

㈦　行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

㈧　各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務（第一二条関係）

2　内閣人事局

㈠　内閣官房に、内閣人事局を置き、1の事務をつかさどることとした。

㈡　内閣人事局に、内閣人事局長を置くこととした。

㈢　内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てることとした。

㈣　内閣人事局は、当分の間、国家公務員制度改革の推進に関する企画及び立案等に関する事務をつかさどることとした。（第二一条及び附則第三項関係）

3　内閣総理大臣補佐官

内閣総理大臣補佐官の所掌事務について、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐することとした。（第二二条関係）

4　内閣官房の主任の大臣たる内閣総理大臣の権限

㈠　内閣総理大臣は、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣官房の命令として内閣官房令を発することができることとした。

㈡　内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができることとした。

㈢　内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができることとした。（第二六条関係）

5　内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣人事局の事務の一部を分掌させることができることとした。（第二七条関係）

五　内閣府設置法の一部改正

1　大臣補佐官

㈠　内閣府に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官六人以内を置くことができることとした。

㈡　六人を超えて大臣補佐官を置く必要がある場合においては、㈠の大臣補佐官のほか、他省の大臣補佐官の職を占める者をもって充てられる大臣補佐官を置くことができることとした。（第一四条の二関係）

2　退職手当審査会

内閣府の本府に、退職手当審査会を置くこととした。（第三七条関係）

六　復興庁設置法の一部改正

復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができることとした。（第一〇条の二関係）

七　国家行政組織法の一部改正

各省に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができることとした。（第一七条の二関係）

八　防衛省設置法の一部改正

大臣補佐官の新設に伴い、防衛大臣補佐官の名称を防衛大臣政策参与に改めるとともに、防衛会議の委員に大臣補佐官を加えることとした。

九　外務公務員法の一部改正

在外公館の長たる大使及び公使に対し、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、所要の規定の整備を行うこととした。